

○ 連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準を指定する件（平成二十一年金融庁告示第六十九号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した項を削る。

改正後		改正前	
(指定国際会計基準) 第三条 指定国際会計基準（規則第三百十二条に規定する指定国際会計基準をいう。）は、<u>国際会計基準であって、令和六年十二月三十一日までに国際会計基準審議会の名において公表が行われた別表二に掲げるものとする。</u>		(指定国際会計基準) 第三条 指定国際会計基準（規則第三百十二条に規定する指定国際会計基準をいう。）は、<u>国際会計基準であって、令和六年六月三十日までに国際会計基準審議会の名において公表が行われた別表二に掲げるものとする。</u>	
別表二（第三条関係）		別表二（第三条関係）	
号 数	表 題	号 数	表 題
[略]		[同左]	
[項を削る。]		<u>国際会計基準（I A S）第1号</u>	財務諸表の表示（Presentation of Financial Statements）
[略]		[同左]	
国際会計基準（I A S）第8号	<u>財務諸表の作成基礎（Basis of Preparation of Financial Statements）</u>	国際会計基準（I A S）第8号	会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬（Accounting Policies, Changes in Accounting Estimates and Errors）
[略]		[同左]	
[略]		[同左]	

備考 表中の「」の記載は注記である。